

《営農計画書等の配付から提出までの流れ》

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、例年、宇都宮市地区農業協力委員が実施していた集落内の農家分の営農計画書等の「回収」と「受付会場での提出」は行いません。

農家の皆様におかれましては、営農計画書等の記入後、各自で回収ボックス設置場所に提出をお願いします。

★ 原則として、回収ボックスへの提出となりますが、営農計画書等の記入方法について、不明な点がある場合には、別途、地区ごとに「相談日」を設けますので、必要に応じてお越しください。

1 営農計画書・交付申請書等の各農家への配付

【2月下旬頃】

- ・ 地区農業協力委員が、集落内の各農家に営農計画書等を投函等により配付します。
- ・ 営農計画書等を受領後、各農家において、営農計画書等の記入をお願いします。

2 営農計画書・交付申請書等の提出【3月2日～3月19日(土日除く)】

- ・ 次の場所に、営農計画書等の提出用の回収ボックスを設置します。
 - ・ 営農計画書等の記入が終わりましたら、各自で回収ボックスに提出してください。
- ※ 回収ボックスに提出する際は、書類が入っていた封筒に入れて提出してください。

地区		回収ボックス設置場所	回収時間
東部	平石	JAうつのみや 平石支所	9:00～15:00
	清原	JAうつのみや 清原支所	
	豊郷	JAうつのみや 豊郷支所	
西部	中央	JAうつのみや 中央支所	9:00～15:00
		JAうつのみや 宝木出張所	
	城山	JAうつのみや 城山支所	
姿川	JAうつのみや 西部営農経済センター	9:00～17:00	
南部	瑞穂野	JAうつのみや 南部営農経済センター	9:00～17:00
	横川		
	雀宮		
北部	国本	JAうつのみや 北部営農経済センター	9:00～17:00
	富屋		
	篠井	宇都宮市篠井地区市民センター	
上河内	JAうつのみや 上河内営農経済センター	9:00～17:00	
河内	JAうつのみや 河内営農経済センター	9:00～17:00	

※ 不明な点がある場合は、宇都宮市農業再生協議会事務局（028-632-2458）又は各営農経済センターまでお問い合わせください（JA うつのみやの各金融支所、市地区市民センター等では、営農計画書等の記入方法等について御案内できません。）。

各農家への営農計画書等 配付資料一覧

※ 各農家に配付する資料の順番は、下記の表のとおりです。

※ 下表の網掛けの書類(No. 5, 6, 7, 13)について、該当する方は提出をお願いします。

No.	資料	提出書類 (該当者のみ)	備考
1	令和3年度 主食用米作付参考値通知書		
2	令和3年度 営農計画書等の記入方法の変更点について		
3	水田農業緊急情報		
4	主食用米からの作付転換を図りましょう		
5	経営所得安定対策等交付金交付申請書	○	
6	農業構造改革事業交付金等交付申請書	○	
7	令和3年度 水田作付実施計画及び営農計画書	○	提出用(白・桃色) 農家控(黄色)
8	令和3年度 耕地台帳		
9	≪記入例等≫ ・経営所得安定対策等交付金交付申請書の記入方法 ・経営所得安定対策等交付金交付申請書の裏面を記載するにあたって ・経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項 ・個人情報の取扱い(経営所得安定対策等交付金関係) ・個人データ等の取扱いについて (水田作付実施計画及び営農計画書関係)		
10	農業構造改革事業交付金等交付申請書(記入例)		
11	令和3年度 水田作付実施計画及び営農計画書(記入例)		
12	不作付年数(水田活用の直接支払交付金の交付対象外水田)について		
13	≪申請書等≫ ・地域内調整申出書 ・農作業受委託契約書 ・一部作付地実測平面図用紙 ----- ・上記様式各記入例 ・令和3年産生産数量の面積換算表(加工用米・備蓄米・新市場開拓米)	○	
14	令和3年産主食用米 作付参考値の提示について		
15	≪事業概要≫ ・令和3年度水田農業対策関連事業(国費等)【表】 ・令和3年度宇都宮市農業再生協議会事業(市・JA費)【裏】		A3版両面
16	その他パンフレット類		

◆お問い合わせ先

窓 口	電話番号
宇都宮市農業再生協議会事務局 (市役所農林生産流通課内)	632 - 2458
宇都宮農業協同組合 営農企画課	625 - 3388
東部営農経済センター (営農課)	660 - 3535
西部営農経済センター (営農課)	658 - 6565
南部営農経済センター (営農課)	656 - 8484
北部営農経済センター (営農課)	665 - 0550
上河内営農経済センター(営農課)	674 - 2164
河内営農経済センター (営農課)	673 - 6911

令和3年度営農計画書等の記入方法の変更点について

令和3年度から、営農計画書の「主食用水稲作付面積の単位」や「主食用水稲作付参考値（面積）の単位」、「地域内調整の貸借の単位」を、1 a 単位から **1 m²** 単位に変更します。記入の際はご注意ください。

- 1 営農計画書の「主食用水稲作付面積の単位」が **1 m²単位** になります。

営農計画書（抜粋）

耕地番号	分耕番号	土地の表示			水田等 面積 (m ²) 〔実利用〕 面積	主食用水稲作付面積	
		所在区分	大字コード	地目		品 種 名	面 積 (m ²)
		所 在 地					
①	0000 000	0	0000		001 コシヒカリ	1,085	
②		〇〇町100		田			1,085

1 m²単位で記載

(a 換算不要)

- 2 「主食用水稲作付参考値（面積）の単位」が **1 m²単位** になります。

営農計画書（抜粋）

	主食用水稲作付参考値	
	数量 (kg)	面積 (m ²)
当初(1/1)(A)	3,719	6,913
地域内調整(B)		
作業受委託(C)		
確定(6/15) (D)=(A)+(B)+(C)		
基準単収	作付面積 (E)	
538	差引面積 (D)-(E)	

主食用水稲作付参考値（面積）を **1 m²単位**で提示

- 3 「地域内調整の貸借の単位」が **1 m²単位** になります。

地域内調整申出書（抜粋）

自分が貸す相手			自分が借りる相手		
世帯番号	氏 名	調整面積	世帯番号	氏 名	調整面積
99999	再生 協太郎	1,234 m ²			m ²

作付参考値を貸し借りする場合

1 m²単位で記入

お米の
生産者の
皆さまへ

水田農業緊急情報

今から、
どうして、
そんなことが
わかるの？



そうになったら
経営が
成り立たない！

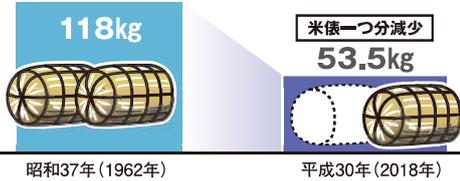


このままでは **3年産米価格**は **大幅に下落**してしまいます！

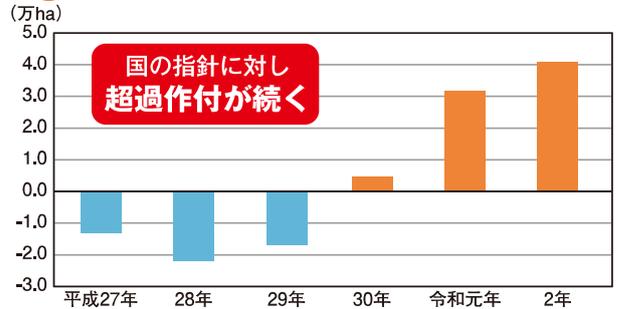
▼ 主な理由は次の通りです。

1 需要は年々減少しています

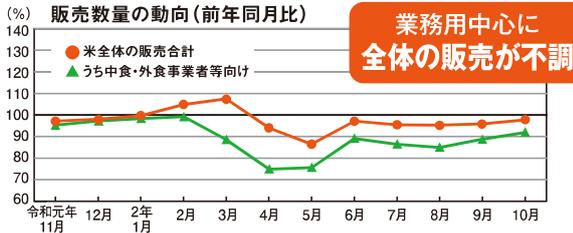
国民1人・
1年あたりの
米の消費量



2 作付面積は減少していません



3 新型コロナウイルスの影響

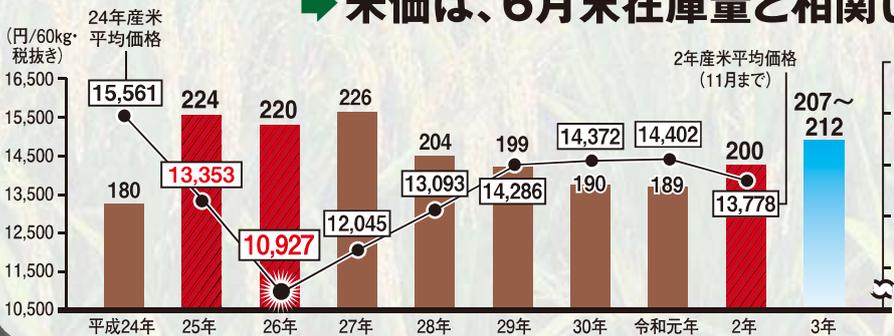


では、どのくらい米価が
下がってしまうの？



価格は需給で決まります！

➔ 米価は、6月末在庫量と関連しています。



過去に同水準の在庫量となった25、26年産では、それぞれ前年から60kgあたり**2,000円以上も下落**し、26年産では多くの産地銘柄で**60kgあたり1万円を下回り**ました！

※価格は農水省公表の相対取引価格より、税・包装代控除。令和2年産米は令和2年11月までの平均価格。

大変！
どうすればいいの？



飼料用米等の非主食用米や麦・大豆、露地野菜等に 作付を転換し、経営の安定を図りましょう！

農業者の皆様へ

営農計画書のご提出をお願いします。

営農計画書は、本協議会で本市水田の作付状況を把握し、農業者の皆さまへの支援策を検討するための重要な書類となりますので、ご提出をお願いいたします。

台風などの自然災害に備えましょう

近年、自然災害により、農作物や農業用施設に大きな被害が発生するケースが増えています。

令和3年度も、秋の台風や冬の降雪などが想定されますので、日頃から気象情報の確認を行うとともに、被害防止のため、生産施設の補強や水路の清掃などを行い自然災害に備えましょう。

【問い合わせ】

宇都宮市農業再生協議会事務局
(宇都宮市経済部農林生産流通課内)
TEL: 028(632)2458

《収入保険制度等への加入について》

自然災害により作物等に被害を受けた場合には、収量減による収入の減少や、農業施設や機械の復旧などの費用負担が生じることが想定されます。

必要に応じて、自然災害のほか、新型コロナウイルスの影響などにより減少した収入を補填する収入保険制度や、被害復旧のための補償を行う農業共済などの保険制度に加入し、万一の被害に備えましょう。

【収入保険制度、農業共済についての問い合わせ】

栃木県農業共済組合河宇支所 TEL 660-7300



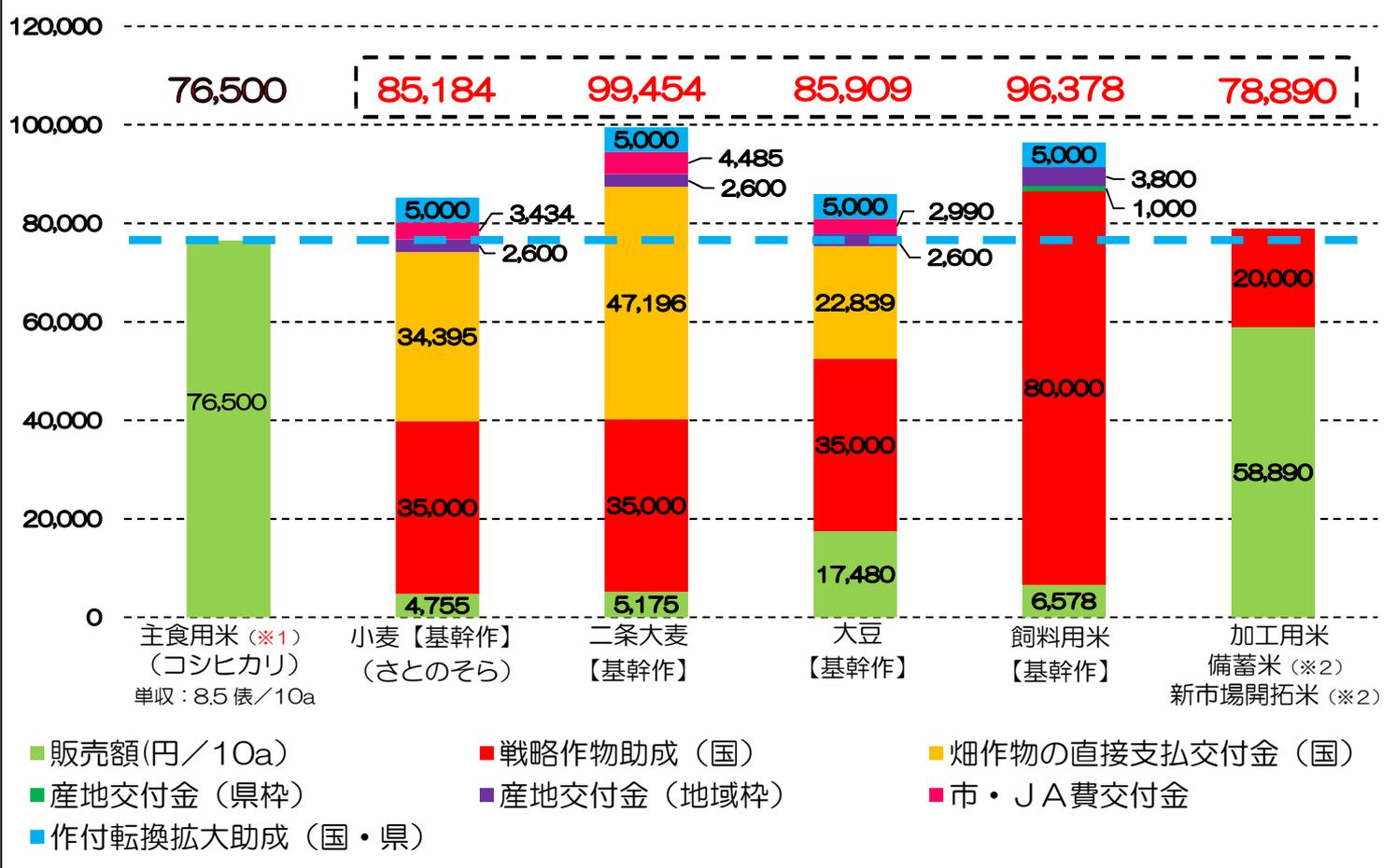
主食用米からの作付転換を図りましょう！ (交付金を活用した場合の収入シミュレーション)

★ 令和3年産の主食用米は、新型コロナウイルス感染症の拡大等により**需要が大幅に減少**する見込みです。そのため、**例年以上に主食用米からの転作に取り組む必要**があります。

【主食用米の需給見通し】 令和2年産 717 万トン ⇒ 令和3年産 693 万トン **(24 万トン減)**
令和元年産 726 万トン ⇒ 令和2年産 717 万トン (9 万トン減)

【収入額(円)／10a当たり(各種交付金を活用した収入)】

※交付金には一定の要件があります。



※1 米の販売価格の推移が、下落した平成25～26年に近いため、主食用米は、9,000 円/俵で推計

※2 新市場開拓米は産地交付金(県), 備蓄米はJA出荷の場合

● 交付金を活用することで、主食用米よりも転作作物の手取りが多くなります！

⇒ 例えば、主食用米と比較して、

二条大麦は、 **+22,954 円** 飼料用米は、 **+19,878 円**

● 飼料用米等の作付けに対する助成措置が拡充されました！

⇒ 作付転換拡大助成・・・5,000 円/10a(国:2,500 円, 県:2,500 円)

主食用米から、飼料用米, 米粉用米, 新市場開拓米, 麦, 大豆(いずれも基幹作)に
転換拡大した場合

※交付金は令和3年度予算として成立した場合

※令和2年度の実績をベースに、令和3年度の交付単価を適用しシミュレーション

経営所得安定対策や市・JA費の交付金のほか、本市では、転作促進のための機械導入支援制度もありますので、是非、ご相談ください！

①小麦

- 次のとおり交付金を活用し、**収入額(10aあたり)は、85,184円(主食用米と比べ +8,684円)**

戦略作物助成(国)	35,000円
畑作物の直接支払交付金(国)	34,395円
産地交付金(地域枠:麦(担い手))	2,600円
麦・大豆生産拡大(市・JA)	3,434円
作付転換拡大助成(国・県)	5,000円

80,429円

全て活用すると、
98,429円の交付金

- ★ 更に、要件に該当すれば、次の交付金も加算！

産地交付金(地域枠:組織加算)	1,000円
産地交付金(地域枠:団地化)	17,000円

18,000円

②二条大麦

- 次のとおり交付金を活用し、**収入額(10aあたり)は、99,454円(主食用米と比べ +22,954円)**

戦略作物助成(国)	35,000円
畑作物の直接支払交付金(国)	47,196円
産地交付金(地域枠:麦(担い手))	2,600円
麦・大豆生産拡大(市・JA)	4,485円
作付転換拡大助成(国・県)	5,000円

94,281円

全て活用すると、
112,281円の交付金

- ★ 更に、要件に該当すれば、次の交付金も加算！

産地交付金(地域枠:組織加算)	1,000円
産地交付金(地域枠:団地化)	17,000円

18,000円

③大豆

- 次のとおり交付金を活用し、**収入額(10aあたり)は、85,909円(主食用米と比べ +9,409円)**

戦略作物助成(国)	35,000円
畑作物の直接支払交付金(国)	22,839円
産地交付金(地域枠:大豆(担い手))	2,600円
麦・大豆生産拡大(市・JA)	2,990円
作付転換拡大助成(国・県)	5,000円

68,429円

全て活用すると、
86,429円の交付金

- ★ 更に、要件に該当すれば、次の交付金も加算！

産地交付金(地域枠:組織加算)	1,000円
産地交付金(地域枠:団地化)	17,000円

18,000円

④飼料用米

- 次のとおり交付金を活用し、**収入額(10aあたり)は、96,378円(主食用米と比べ +19,878円)**

戦略作物助成(国)	80,000円
産地交付金(県枠:飼料用米)	1,000円
産地交付金(地域枠:飼料用米)	3,800円
作付転換拡大助成(国・県)	5,000円

89,800円

全て活用すると、
115,700円の交付金

- ★ 更に、要件に該当すれば、次の交付金も加算！

産地交付金(県枠:複数年契約)	12,000円
産地交付金(地域枠:耕畜連携)	11,900円
飼料用米生産振興(市・JA)	2,000円

25,900円

⑤加工用米(備蓄米・新市場開拓米)

- 戦略作物助成(国)を活用し、**収入額(10aあたり)は、78,890円**
(主食用米と比べ +2,390円)

経営所得安定対策等交付金申請書の記入方法 (交付申請書の内容)

様式第1号A

経営所得安定対策等交付金交付申請書

令和3年産

農林水産大臣 殿

「経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)」を了知した上で、経営所得安定対策等交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。また、別紙「交付申請に関する誓約事項」について誓約します。

継続 新規

【継続・新規】欄
・昨年に引き続き申請される方は「継続」に、それ以外の方は「新規」に○印付けてください。

【交付申請者】欄
・申請年月日は、4月1日～6月30日の間の日付を記入します。

フリガナ ノウリン タロウ		性別 男	生年月日 昭和 33 年 3 月 3 日
氏名又は法人・組織名 農林 太郎		経営形態 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 集落営農(構成員 人) <input type="checkbox"/> 法人	認定状況 <input checked="" type="checkbox"/> 認定農業者 <input type="checkbox"/> 認定新規就農者 <input type="checkbox"/> 集落営農(ゲタ・ナラン対象) <input type="checkbox"/> 認定なし
フリガナ		訂正は二重線で消して訂正し、訂正後の内容を見やすい箇所に記載願います。	
代表者氏名(法人・組織のみ)		電話番号 090-1111-2222	
(〒 333 - 1234)		法人番号	
住所 栃木県宇都宮市中央1-2-1-16		【個人又は法人が記載】収入保険の加入状況	
		【集落営農が記載】収入保険に加入している構成員の有無(「有」の場合、当該構成員の人数)	
		加入している <input type="checkbox"/> 加入していない <input checked="" type="checkbox"/> 有 (人) <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	

【性別・生年月日】欄
・性別・生年月日を必ず記入
・集落営農・法人の場合は代表者の性別・生年月日を記入します。

【法人番号】欄
・平成27年10月以降に国税庁から通知された13桁の番号を記入します。
※不明な場合は、国税庁の法人番号サイトで検索して下さい。

【収入保険の加入状況】欄
・該当する方に○印を記入してください。
・集落営農で加入している場合は人数の記入をして下さい。

※「畑作物の直接支払交付金(ゲタ)」及び「収入減少影響緩和交付金(ナラン)」に申請される方は、「認定状況欄」のいずれかの対象者に認定されているか認定されることが必要です。
※既に収入保険に加入している個人又は法人は、本年産のナランの申請はできません。
※ナランに申請される方は、⑤の対象農産物の生産予定面積等(収入保険に加入している構成員のいる集落営農については、当該構成員の分を除いた生産予定面積等)を記載してください。また、生産予定面積等に基づく積立金を本年7月末までに納付する必要があります。
※ゲタ(数量払・面積払の両方)に申請される方は、別途提出いただく営農計画書等の「畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の面積払に係る生産予定面積」欄に記載する必要があります。

【交付申請書内容】欄
申請するものの欄の「する」に○印を記入します。

交付金名→	水田活用の直接支払交付金の申請	畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の申請 面積払を申請しない	収入減少影響緩和交付金(ナラン)の申請
3年産の申請	する <input checked="" type="checkbox"/> / しない <input type="checkbox"/>	する <input checked="" type="checkbox"/> / しない <input type="checkbox"/> / はい <input type="checkbox"/>	する <input checked="" type="checkbox"/> / しない <input type="checkbox"/>
(参考)前年産の申請状況			

○申請対象者
(1)【水田活用の直接支払交付金】
・対象者：水田で麦、大豆、飼料作物、米粉用米、飼料用米、WCS用稲、そば、なたね、加工用米、産地交付金の地域振興作物等を販売目的で生産する者

交付対象作物等	交付対象作物等の生産・販売の有無	交付対象作物等	交付対象作物等の生産・販売の有無
主食用米	ある <input checked="" type="checkbox"/> / ない <input type="checkbox"/>	てん菜	ある <input type="checkbox"/> / ない <input checked="" type="checkbox"/>
小麦	ある <input checked="" type="checkbox"/> / ない <input type="checkbox"/>	でん粉原料用ばれいしょ	ある <input type="checkbox"/> / ない <input checked="" type="checkbox"/>
二条大麦	ある <input checked="" type="checkbox"/> / ない <input type="checkbox"/>	飼料用米	ある <input checked="" type="checkbox"/> / ない <input type="checkbox"/>
六条大麦	ある <input checked="" type="checkbox"/> / ない <input type="checkbox"/>	米粉用米	ある <input checked="" type="checkbox"/> / ない <input type="checkbox"/>
はだか麦	ある <input checked="" type="checkbox"/> / ない <input type="checkbox"/>	WCS用稲	ある <input checked="" type="checkbox"/> / ない <input type="checkbox"/>
大豆	ある <input checked="" type="checkbox"/> / ない <input type="checkbox"/>	加工用米	ある <input checked="" type="checkbox"/> / ない <input type="checkbox"/>
		新市場開拓用米	ある <input type="checkbox"/> / ない <input checked="" type="checkbox"/>
		飼料作物	ある <input type="checkbox"/> / ない <input checked="" type="checkbox"/>
		そば	ある <input checked="" type="checkbox"/> / ない <input type="checkbox"/>
		なたね	ある <input checked="" type="checkbox"/> / ない <input type="checkbox"/>
		産地交付金の地域振興作物	ある <input checked="" type="checkbox"/> / ない <input type="checkbox"/>

【交付対象作物等の確認】欄
・対象作物ごとに生産・販売がある場合、「ある」に○印をします。

(2)【畑作物の直接支払交付金(ゲタ)】
・対象者：認定農業者・認定新規就農者・集落営農組織
・【面積払を申請しない】者は「はい」に○印を記入して下さい。
・「する」で申請する場合は、裏面⑦⑧を記入して下さい。

※「水田活用の直接支払交付金」等の交付を受けるには、出荷・販売状況が分かる書類の提出が必要となりますので、出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等を保存しておいてください。

④ 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください)	
登録済の振込口座 変更なし <input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/>	「個人情報の取扱い」に記載された内容について 同意する <input checked="" type="checkbox"/>
交付申請者管理コード 09 ※※※※※※※※※※※※※※※※	【産地交付金の地域振興作物】欄 ・対象作物は、国が設定する「そば」「なたね」などや、県、市が設定する「露地野菜18品目」などになります。詳しくは、A3資料「令和3年度水田農業対策関連事業(国費等)」をご確認ください。
「水田・畑作物経営所得安定対策」対策加入者管理コード A ※※※※※※※※※※※※※※※※	

(3)【収入減少影響緩和対策(ナラン)】
・対象者：認定農業者・認定新規就農者・集落営農組織であって、米、麦、大豆の当年産の出荷・販売を行う者
・「する」で申請する場合は、裏面⑦⑧を記入して下さい。

【登録済の振込口座】欄
・前年の振込口座と異なる口座を振込口座としたい場合は、「変更あり」に○印をします。
(口座届出書及び通帳表紙、通帳表紙裏ページのコピーを添付してください。)
・新規加入の場合は、「新規」に○印をします。
(口座届出書及び通帳表紙、通帳表紙裏ページのコピーを添付してください。)
・変更しない場合は、「変更なし」に○印をします。

【(参考)前年産の申請状況】欄
・記入の必要はありません。

【「個人情報の取扱い」に記載された内容について】欄
・別紙「個人情報の取扱い」をお読みになり、同意する場合、○印をします。

【参考】経営所得安定対策等交付金交付申請書の裏面を記載するにあたって

ナラシ対策に加入される場合（認定農業者・集落営農・認定新規就農者が該当）は、交付申請書の裏面（様式第1号B）の積立申出等に記載してください。

⑤ 収入減少影響緩和対策（ナラシ）の積立申し出について

生産予定面積が未記入の場合は、ナラシ対策の交付金が支払われませんので、注意願います。

生産予定面積により、ナラシ対策の積立金を計算します。なお、積立金については、7月末日まで納付していただきますが、納付期日を過ぎると積立することができません。

翌年の3月31日までに、検査・出荷（販売）した数量をその年の単収で割り戻した面積が、各作物の確定面積となります。その確定面積を基に、交付金が計算されます。

⑥ ナラシ積立金の積立コースの意向選択について

- ・「10%の減収に対応した積立金を納付予定」を選択し、納付を行った場合。
標準的収入額とその年の収入額の差が、10%までの下落に対応できる積立となります。
10%までの減収の9割を補填します（加入者積立が1/4、国が3/4を交付）。
- ・「20%の減収に対応した積立金を納付予定」を選択し、納付を行った場合。
標準的収入額とその年の収入額の差が、20%までの下落に対応できる積立となります。
20%までの減収の9割を補填します（加入者積立が1/4、国が3/4を交付）。

目安として令和2年産の積立金額は、下表のとおりです。

参考 令和2年産の積立額（10aあたり）

		10%納付	20%納付
米穀	およそ	2,695 円	5,391 円
小麦	およそ	412 円	824 円
二条大麦	およそ	261 円	523 円
六条大麦	およそ	270 円	541 円
はだか麦	およそ	323 円	647 円
大豆	およそ	498 円	997 円

裏面に続く

⑦ 環境と調和のとれた農業生産の実施状況について

環境と調和のとれた農業生産ができていないと、ナラシ対策に加入できませんので注意してください。

環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る確認事項は以下の表のとおりです。

1 土づくりの励行 土づくりは、環境と調和のとれた農業生産活動の基盤となる技術です。また土づくりにおける堆肥等の有機物の利用は、循環型社会の形成に資する観点からも重要です。このため、堆肥等の有機物の施用等による土づくりを励行しました。
2 適切で効果的・効率的な施肥 施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠ですが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼします。このため、都道府県の施肥基準、土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量及び施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行いました。
3 効果的・効率的で適正な防除 病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合には、必要に応じて農薬の使用その他の防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行しました。農薬の使用及び保管は、関係法令に基づき適正に行いました。
4 廃棄物の適正な処理・利用 循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は、関係法令に基づき適正に行いました。また、作物残さ等の有機物について利用及び適正な処理に努めました。
5 エネルギーの節減 温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制及び資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥等施設・機械等の使用及び導入に際して、不必要・非効率的なエネルギーの消費をしないように努めました。
6 新たな知見・情報の収集 環境と調和のとれた農業生産を図るため、作物の生産に伴う環境に対する影響等に関して新たな知見及び適切な対処に必要な情報の収集に努めました。
7 生産に係る情報の保存 生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等に係る記録を保存しました。

⑧ 農地の有効利用の実施状況について

現在、耕作しておらず、かつ、引き続き耕作しない農地があるとナラシ対策に加入できませんので注意してください。

経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項

- 1 経営所得安定対策等交付金に関する報告や立入調査について、地方農政局等から求められた場合には、それに応じます。
また、営農計画書に記載した交付対象作物について、地方農政局等の職員が、出荷段階においてサンプル採取を行う場合には、無通告であってもこれを認めます。

- 2 出荷・販売契約書や出荷・販売伝票等の証拠書類を交付申請を行った年度の翌年度から5年間保管し、地方農政局等からの求めがあった場合には、提出します。

- 3 以下の場合には、交付金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。
 - (1) 交付申請書、営農計画書及びその他の提出書類において、**虚偽の内容を申請したことが判明した場合**

 - (2) 正当な理由なく、**営農計画書に記載した交付対象作物を作付けていないことが判明した場合**

 - (3) 営農計画書に記載した**交付対象作物**について、必要な出荷・販売契約等の締結や計画の認定を受けていないこと、**適切な作付け・肥培管理・収穫等が行われていないこと**や、**正当な理由なく、出荷・販売をしていないこと**、**その他交付要件を満たす取組が行われていないことが判明した場合**

 - (4) **必要書類が保管されておらず、要件を満たすことが確認できない場合や提出を拒む場合**

 - (5) **地方農政局等による立入調査に応じない場合**

個人データ等の取扱いについて

私は、水田作付実施計画及び営農計画書〔兼水稲共済耕地情報申告票〕の提出に当たって、下記の事項について承諾いたします。

記

- 1 経営所得安定対策等に係る情報、水田作付実施計画及び営農計画書〔兼水稲共済耕地情報申告票〕の記載内容、宇都宮市農業再生協議会（以下「市協議会」という。）が整備した水田台帳、交付金の交付要件を満たすか否かを確認するために必要な書類等に含まれる情報（以下「個人データ」という。）について、以下の事務に必要な範囲において、市協議会が、関係機関（※1）に提供し、又は関係機関が所有する個人情報の提供を受けること。
 - ① 国の経営所得安定対策等に係る事務
 - ② 市協議会の農業構造改革事業等交付金に係る事務
 - ③ 市協議会による現地確認に係る事務
 - ④ 市協議会における認定方針作成者別の需要量に関する情報の算定事務
 - ⑤ 認定方針作成者が行う方針参加農業者別の作付参考値の算定事務

（※1）関係機関

国、栃木県、宇都宮市、宇都宮市農業委員会、他市町の地域農業再生協議会、公益財団法人宇都宮市農業公社、認定方針作成者、農業共済組合、土地改良区

- 2 市協議会又は国の交付金の計算方法に従って交付金を算定すること。
- 3 市協議会の求めに応じ、市協議会又は国の交付金の交付要件を満たすか否かを確認するために必要な書類を提出すること。
- 4 市協議会が行った交付要件等の確認結果に基づき、私が提出した営農計画書等の内容を訂正すること。
- 5 交付金の支払を受けた後であっても、私が交付要件を満たしていなかったことが明らかになった場合には、交付金の返還に応じること。

宇都宮市農業再生協議会 農業構造改革事業交付金等交付申請書

申請できる方（交付対象者）

- ・ 事業により申請できる方が異なります。
- ・ 交付申請書の提出に当たっては、A3資料「令和3年度宇都宮市農業再生協議会事業（市・JA費）」を御確認ください。

※ 「認定状況等」欄のいずれにも該当しない場合、本申請書の提出は不要です。

交付申請者欄	フリガナ	ウツノミヤ タロウ		
	氏名	宇都宮 太郎		
	住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇		
		宇都宮市 〇〇町××-×		
	電話	〇〇〇 - 〇〇〇〇	FAX	〇〇〇 - 〇〇〇〇
認定状況等（該当するものに○）		<input checked="" type="radio"/> 認定農業者、 <input type="radio"/> 認定新規就農者、 <input type="radio"/> 集落営農、 <input checked="" type="radio"/> 人・農地プラン登載者、 <input type="radio"/> 機械共同利用組織構成員 ※右記のいずれにも該当しない方は申請できません。		

交付申請欄	事業名	交付対象作物等	交付金の申請（該当する方に○）	
			する	しない
	①飼料用米生産振興事業	飼料用米	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
	②麦・大豆生産拡大推進事業	小麦	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
		二条大麦	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
		大豆	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
	③奨励作物作付促進事業	施設整備（5a以上）を伴うトマト、いちご、アスパラガス、梨、にらの新規・増反	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
	④露地野菜生産拡大事業	玉ねぎ	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
		かんしょ	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
	⑤水田活用拡大事業	主食用米を除く販売用作物	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
	⑥農地の守り手・支え手確保育成支援事業	景観形成作物、地力増進作物	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>

※ 事業の詳細はA3資料「令和3年度宇都宮市農業再生協議会事業（市・JA費）」をご確認ください。

交付金の振込口座（該当する方に○）

登録済の口座

登録以外の口座

※ 「登録済の口座」は、経営所得安定対策等交付金の登録口座です。

《ご注意ください》

- ・ 本申請書で申請のあった方に各事業の確認書類等を送付し、交付金の交付を行います。交付要件に該当し、交付金を希望される方は、必ず本申請書をご提出ください。

記入例 1

《記入方法の問い合わせ先》
宇都宮市農業再生協議会事務局
TEL 028-6332458

・あらかじめ印字されている内容は、昨年の作付状況です。変更がある場合は二重線で訂正し、記入してください。
・市農業公社を通じた農地の賃借は令和3年2月開始分まで、中間管理機構を通じた賃借は令和3年3月開始分まで反映されています。それ以降の契約は追記してください。

必ず押印
※3枚全て(複写にも)押印してください。

①主食用水稲作付参考価値欄
・当初：実利用面積の合計に、令和3年度の主食用水稲作付率(56.0%)を乗じて算出
※主食用水稲作付参考価値の面積は、令和3年度から1㎡単位で提示
・地域内調整：3,035㎡を貸した場合の例
※貸し借りの面積は、1㎡単位で記入してください。

②認定方針作成者
・主食用米を出荷している主な集荷業者が記載と異なる場合、二重線で訂正し、記入してください。

③事務局記入欄
・事務局で記入します。記入しないください。

営農計画書は、3枚全て(複写も)提出してください。

集落名：926 その他集落(7) 再生 協太郎
農家番号： 宇都宮市農業再生協議会
協議会名：201 宇都宮市農業再生協議会
世帯番号： 宇都宮市農業再生協議会

〒320-0818 宇都宮市旭1丁目1番10号
旭1丁目1番10号

申請書(国) 申請書(他) 認定書 委託書
申請書(他) 申請書(国) 申請書(他) 申請書(国)

③事務局記入欄
主食用水稲作付参考価値欄
面積(㎡) 7,417
世帯番号 3,035

③事務局記入欄
主食用水稲作付参考価値欄
面積(㎡) 10,752
世帯番号 6,590
面積(㎡) 4,162
世帯番号

令和2年12月25日 作成 【1/1】 1頁

分耕地番号	土地の表示 所在地	水田等 面積(㎡) (実利用) 面積	主食用水稲作付面積			主食用水稲以外の作物作付面積			実際の販売者名	不作付年数	使用収益	備考		
			品名	面積(㎡)	作物名	面積(㎡)	作物名	面積(㎡)					世帯コード(作業委託者)名	
010001	0 0181 旭1丁目110	2,156	001 コシヒカリ (特栽培)	2,156				222222	1. 自家消費 2. 自己名義で販売 3. 作業委託者が販売			⑤飼料用米等 ・飼料用米は必ず品種名を記入してください。 ・飼料用米、米粉用米は、一筆単位で相場を特定する区分管理方式のため、一筆全面的に作付することが原則となります。		
010002	0 0181 旭1丁目111	1,000	001 あさひの夢	1,000				222222	1. 自家消費 2. 自己名義で販売 3. 作業委託者が販売			⑥加工用米・飼料用米・新市場開拓米・備蓄米 ・加工用米、飼料用米、新市場開拓米、備蓄米は、「主食用水稲以外の作物作付面積」の欄に記入してください。 ・加工用米、新市場開拓米、備蓄米は、「令和3年度生産数量の面積換算率」を参照し、それぞれの作付面積の合計が袋の換算面積(㎡)、生産数量(俵)と一致するように記入してください。		
010003	0 0181 旭1丁目112	3,000	002 720 (特) 保全管理	1,000	720 (特) 保全管理			222222	1. 自家消費 2. 自己名義で販売 3. 作業委託者が販売			⑦販売者・作業委託者の記入 ・作物ごとの販売者について、左の1~3のいずれかを必ず○で囲んでください。 ・作業委託者とする場合は、「3 作業委託者が販売」に○をし、委託者世帯コード、氏名を記入してください。 【提出書類】農作業委託契約書の写し		
010004	0 0181 旭1丁目113	3,413	002 飼料用米(月の光)	3,413				222222	1. 自家消費 2. 自己名義で販売 3. 作業委託者が販売					
010005	0 0181 旭1丁目116	1,910	002 あさひの夢	808	201 加工用米	1,102		222222	1. 自家消費 2. 自己名義で販売 3. 作業委託者が販売					
010008	0 0181 旭1丁目117	3,475	001 小麦	220	220 大豆	3,475		222222	1. 自家消費 2. 自己名義で販売 3. 作業委託者が販売					
010009	0 0181 旭1丁目118	3,907	001 キヤベツ (4月)	3,000	414 キヤベツ (10月)	907		222222	1. 自家消費 2. 自己名義で販売 3. 作業委託者が販売					
010010	0 0181 旭1丁目119	2,833	003 在来コシヒカリ (早熟)	716	101 コルガム	800		222222	1. 自家消費 2. 自己名義で販売 3. 作業委託者が販売					
010010	0 0181 旭1丁目119	1,910	003 コシヒカリ	1,910				222222	1. 自家消費 2. 自己名義で販売 3. 作業委託者が販売					
飼料用米			米粉用米			計			6,590			18,030		
計			計			計			計			計		
3,413			3,413			3,413			3,413			3,413		
10			10			10			10			10		

⑨直播・有機栽培(作付参考価値補正)
・直播・有機栽培は、作付参考価値の補正があるため、筆ごとに「(直播)」、「(有機)」と記入してください。
※補正の計算方法は、事務局にお問い合わせください。

※本計画書の提出にあたっては、別紙個人データ
・営農計画書は、関係機関から情報提供を受けて適宜修正しておりますが、反映されていない農地転用や売買等がありましたら、備考欄に記入してください。

《不作付年数（水田活用の直接支払交付金の交付対象外水田）について》

宇都宮市農業再生協議会 行

令和3年度 水田作付実施計画及び

営農計画書(兼水稲共済耕地情報申告票)

市町村名：栃木県宇都宮市
 地区CD名：017 市内その他
 集落CD名：926 その他集落(7)
 農家番号：9999
 協議会名：201 宇都宮市農業再生協議会
 世帯番号：9999999

農業者氏名：サトセイ キョウタロウ 住所：〒320-0818 TEL.028-632-2458
 再生 協太郎 旭1丁目1番5号
 共済組合名：共済組合 共済組合員コード：9999999 認定方針作成者：〇〇〇〇〇

申請書(国)	申請書(都)	一部申請書	設定等状況	作業受委託
当初(1/1)(A)	主食用水稲作付参考額	面積(m ²)		
7,417	数量(kg)	13,787		
地域内調整(B)				
作業委託(C)				
確定(6/13)				
0D=(A)+(B)+(C)				
基礎単収	作付面積(B)			
538	差(D)-(E)			

令和2年12月25日 作成 【1/1】 1頁

耕地面積	土地の表示	水田等面積(m ²)	主食用水稲作付面積		主食用水稲以外の作物作付面積		実際の販売者名		不作付年数	使用収益
			品名	面積(m ²)	作物名	面積(m ²)	作物名	面積(m ²)		
① 0001 001	0 0181 旭1丁目 110 田	2,156	001 玄米							
②										
① 0002 001	0 0181 旭1丁目 111 田	1,000	001 玄米							
②										
① 0003 001	0 0181 旭1丁目 112 田	3,000	720 (全) 保全管理	3,000						
②										
① 0004 001	0 0181		145 飼料用米(月の光)	3,413					3	
②										

【「不作付年数」にご注意ください！】

平成30年度以降3年連続して作付が行われず、その翌年度も作付が行われなことが確実な農地については、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外されます。
 (農地中間管理権が設定されたものなど、一定の条件を満たす場合は、交付対象水田となります。)

「不作付年数」の欄には、平成30年度以降において、「(全) 保全管理」又は「(全) 調整水田」であった年数が記載されています。

【例】平成30年度、令和元年度、令和2年度の3年間、「(全) 保全管理」であった水田 ⇒ 不作付年数：「3」

「令和3年度営農計画書」において、不作付年数が「3」である水田については、令和3年度も、引き続き「(全) 保全管理」又は「(全) 調整水田」であった場合、今年度(令和3年度)以降、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外されます。今後、水田活用の直接支払交付金の交付を希望する場合には、令和3年度の作付を行ってください。

【参考】水田活用の直接支払交付金の交付対象外水田

- 1 水田機能を喪失した農地
- ① 必要の用水を供給しうる設備を有していない。
- ② 土地改良区内において賦課金が支払われていない。

2 作物作付が3年連続して行われておらず、翌年度も作付されない水田

記入例

農作業受委託契約書

受託者及び委託者は、この契約書の定めるところにより、農作業受委託契約を締結する。

この契約書は、2通作成して受託者及び委託者がそれぞれ1通を所持する。

令和3年 4月 1日

委託者（以下「甲」という。）

世帯番号：11111

氏名：上河内 太郎

住所：××町567-8

電話：123-4567

上
河

裏面も忘れずに

ご記入ください。

受託者（以下「乙」という。）

世帯番号：10002

氏名：上河内 次郎

住所：〇〇町123-4

電話：891-2345

上
河
内

第1条 甲は、乙に対し、本契約書裏面の農用地、及び別紙「令和3年度水田作付実施計画及び営農計画書」の「実際の販売者名」欄に乙の氏名を記載した農用地について、農作業を委託し、乙はこれを受託する。

第2条 甲は、乙に対し、前条に提示する農用地において生産・収穫された農産物の販売を委託し、乙はこれを受託する。

第3条 乙は、前条により甲が乙に販売を委託した農産物の販売収入のうち、甲に別に定める一定額を12月末までに支払うものとする。

第4条 本契約の有効期間は、契約締結日から

令和4年 3月 31日までとする。

第5条 甲と乙の間において、本契約書に記載された事項を変更する必要がある場合には、甲、乙協議のうえ変更することができるものとする。

委託者 世帯番号	11111	委託者 氏名	上河内 太郎	受託者 世帯番号	10002	受託者 氏名	上河内 次郎
-------------	-------	-----------	--------	-------------	-------	-----------	--------

	農用地の所在地・地番	実利用面積 [m ²]	作期	作物名
1	〇〇町123-4	1,020m ²	表作・裏作	水稲()・麦()・大豆・飼料作物・他()
2	〇〇町123-4	1,020m ²	表作・裏作	水稲()・麦()・大豆・飼料作物・他()
3	△△町910-2	5,347m ²	表作・裏作	水稲(主食用米)・麦()・大豆・飼料作物・他()
4	××町567-8	3,288m ²	表作・裏作	水稲(飼料用米)・麦()・大豆・飼料作物・他()
5	〇〇町234-5	2,020m ²	表作・裏作	水稲()・麦()・大豆・飼料作物・他(キャベツ)
6	〇〇町234-5	2,020m ²	表作・裏作	水稲()・麦()・大豆・飼料作物・他(ねぎ)
7	△△町810-2	3,477m ²	表作・裏作	水稲()・麦()・大豆・飼料作物・他(WCS用稲)
8	××町678-1	2,345m ²	表作・裏作	水稲()・麦()・大豆・飼料作物・他(そば)
9		m ²	表作・裏作	水稲()・麦()・大豆・飼料作物・他()
10		m ²	表作・裏作	水稲()・麦()・大豆・飼料作物・他()
	合計	20,537m ²		

記入例

一部作付地実測平面図用紙(兼確認野帳)

(集落名) 中里

(氏名) 上河内 一郎

世帯番号

32101

(注意) 一部作付地は、畦畔けいばんを除いた実測平面図を農家記載欄に作図してください。

番地	中里町羽黒上181-110	番地	中里町羽黒下180-5	番地	中里町羽黒中182-12
農家記載欄					
再生協担当者記載欄					

令和3(2021)年産 生産数量の面積換算表(加工用米・備蓄米・新市場開拓米)

生産数量 (俵)	換算面積 (㎡)								
0.5	55	20.5	2,261	40.5	4,466	60.5	6,672	80.5	8,878
1.0	110	21.0	2,316	41.0	4,522	61.0	6,727	81.0	8,933
1.5	165	21.5	2,371	41.5	4,577	61.5	6,783	81.5	8,988
2.0	220	22.0	2,426	42.0	4,632	62.0	6,838	82.0	9,044
2.5	275	22.5	2,481	42.5	4,687	62.5	6,893	82.5	9,099
3.0	330	23.0	2,536	43.0	4,742	63.0	6,948	83.0	9,154
3.5	386	23.5	2,591	43.5	4,797	63.5	7,003	83.5	9,209
4.0	441	24.0	2,647	44.0	4,852	64.0	7,058	84.0	9,264
4.5	496	24.5	2,702	44.5	4,908	64.5	7,113	84.5	9,319
5.0	551	25.0	2,757	45.0	4,963	65.0	7,169	85.0	9,375
5.5	606	25.5	2,812	45.5	5,018	65.5	7,224	85.5	9,430
6.0	661	26.0	2,867	46.0	5,073	66.0	7,279	86.0	9,485
6.5	716	26.5	2,922	46.5	5,128	66.5	7,334	86.5	9,540
7.0	772	27.0	2,977	47.0	5,183	67.0	7,389	87.0	9,595
7.5	827	27.5	3,033	47.5	5,238	67.5	7,444	87.5	9,650
8.0	882	28.0	3,088	48.0	5,294	68.0	7,500	88.0	9,705
8.5	937	28.5	3,143	48.5	5,349	68.5	7,555	88.5	9,761
9.0	992	29.0	3,198	49.0	5,404	69.0	7,610	89.0	9,816
9.5	1,047	29.5	3,253	49.5	5,459	69.5	7,665	89.5	9,871
10.0	1,102	30.0	3,308	50.0	5,514	70.0	7,720	90.0	9,926
10.5	1,158	30.5	3,363	50.5	5,569	70.5	7,775	90.5	9,981
11.0	1,213	31.0	3,419	51.0	5,625	71.0	7,830	91.0	10,036
11.5	1,268	31.5	3,474	51.5	5,680	71.5	7,886	91.5	10,091
12.0	1,323	32.0	3,529	52.0	5,735	72.0	7,941	92.0	10,147
12.5	1,378	32.5	3,584	52.5	5,790	72.5	7,996	92.5	10,202
13.0	1,433	33.0	3,639	53.0	5,845	73.0	8,051	93.0	10,257
13.5	1,488	33.5	3,694	53.5	5,900	73.5	8,106	93.5	10,312
14.0	1,544	34.0	3,750	54.0	5,955	74.0	8,161	94.0	10,367
14.5	1,599	34.5	3,805	54.5	6,011	74.5	8,216	94.5	10,422
15.0	1,654	35.0	3,860	55.0	6,066	75.0	8,272	95.0	10,477
15.5	1,709	35.5	3,915	55.5	6,121	75.5	8,327	95.5	10,533
16.0	1,764	36.0	3,970	56.0	6,176	76.0	8,382	96.0	10,588
16.5	1,819	36.5	4,025	56.5	6,231	76.5	8,437	96.5	10,643
17.0	1,875	37.0	4,080	57.0	6,286	77.0	8,492	97.0	10,698
17.5	1,930	37.5	4,136	57.5	6,341	77.5	8,547	97.5	10,753
18.0	1,985	38.0	4,191	58.0	6,397	78.0	8,602	98.0	10,808
18.5	2,040	38.5	4,246	58.5	6,452	78.5	8,658	98.5	10,863
19.0	2,095	39.0	4,301	59.0	6,507	79.0	8,713	99.0	10,919
19.5	2,150	39.5	4,356	59.5	6,562	79.5	8,768	99.5	10,974
20.0	2,205	40.0	4,411	60.0	6,617	80.0	8,823	100.0	11,029

換算面積(㎡) = 1,000㎡ × $\frac{\text{俵数} \times 60\text{kg}}{\text{令和3年産非主食用米基準単収}(544\text{kg}/10\text{a})}$ 小数点以下切り捨て

令和3(2021)年産 生産数量の面積換算表(加工用米・備蓄米・新市場開拓米)

生産数量 (俵)	換算面積 (㎡)								
100.5	11,084	120.5	13,290	140.5	15,496	160.5	17,702	180.5	19,908
101.0	11,139	121.0	13,345	141.0	15,551	161.0	17,757	181.0	19,963
101.5	11,194	121.5	13,400	141.5	15,606	161.5	17,812	181.5	20,018
102.0	11,250	122.0	13,455	142.0	15,661	162.0	17,867	182.0	20,073
102.5	11,305	122.5	13,511	142.5	15,716	162.5	17,922	182.5	20,128
103.0	11,360	123.0	13,566	143.0	15,772	163.0	17,977	183.0	20,183
103.5	11,415	123.5	13,621	143.5	15,827	163.5	18,033	183.5	20,238
104.0	11,470	124.0	13,676	144.0	15,882	164.0	18,088	184.0	20,294
104.5	11,525	124.5	13,731	144.5	15,937	164.5	18,143	184.5	20,349
105.0	11,580	125.0	13,786	145.0	15,992	165.0	18,198	185.0	20,404
105.5	11,636	125.5	13,841	145.5	16,047	165.5	18,253	185.5	20,459
106.0	11,691	126.0	13,897	146.0	16,102	166.0	18,308	186.0	20,514
106.5	11,746	126.5	13,952	146.5	16,158	166.5	18,363	186.5	20,569
107.0	11,801	127.0	14,007	147.0	16,213	167.0	18,419	187.0	20,625
107.5	11,856	127.5	14,062	147.5	16,268	167.5	18,474	187.5	20,680
108.0	11,911	128.0	14,117	148.0	16,323	168.0	18,529	188.0	20,735
108.5	11,966	128.5	14,172	148.5	16,378	168.5	18,584	188.5	20,790
109.0	12,022	129.0	14,227	149.0	16,433	169.0	18,639	189.0	20,845
109.5	12,077	129.5	14,283	149.5	16,488	169.5	18,694	189.5	20,900
110.0	12,132	130.0	14,338	150.0	16,544	170.0	18,750	190.0	20,955
110.5	12,187	130.5	14,393	150.5	16,599	170.5	18,805	190.5	21,011
111.0	12,242	131.0	14,448	151.0	16,654	171.0	18,860	191.0	21,066
111.5	12,297	131.5	14,503	151.5	16,709	171.5	18,915	191.5	21,121
112.0	12,352	132.0	14,558	152.0	16,764	172.0	18,970	192.0	21,176
112.5	12,408	132.5	14,613	152.5	16,819	172.5	19,025	192.5	21,231
113.0	12,463	133.0	14,669	153.0	16,875	173.0	19,080	193.0	21,286
113.5	12,518	133.5	14,724	153.5	16,930	173.5	19,136	193.5	21,341
114.0	12,573	134.0	14,779	154.0	16,985	174.0	19,191	194.0	21,397
114.5	12,628	134.5	14,834	154.5	17,040	174.5	19,246	194.5	21,452
115.0	12,683	135.0	14,889	155.0	17,095	175.0	19,301	195.0	21,507
115.5	12,738	135.5	14,944	155.5	17,150	175.5	19,356	195.5	21,562
116.0	12,794	136.0	15,000	156.0	17,205	176.0	19,411	196.0	21,617
116.5	12,849	136.5	15,055	156.5	17,261	176.5	19,466	196.5	21,672
117.0	12,904	137.0	15,110	157.0	17,316	177.0	19,522	197.0	21,727
117.5	12,959	137.5	15,165	157.5	17,371	177.5	19,577	197.5	21,783
118.0	13,014	138.0	15,220	158.0	17,426	178.0	19,632	198.0	21,838
118.5	13,069	138.5	15,275	158.5	17,481	178.5	19,687	198.5	21,893
119.0	13,125	139.0	15,330	159.0	17,536	179.0	19,742	199.0	21,948
119.5	13,180	139.5	15,386	159.5	17,591	179.5	19,797	199.5	22,003
120.0	13,235	140.0	15,441	160.0	17,647	180.0	19,852	200.0	22,058

換算面積(㎡) = 1,000㎡ × $\frac{\text{俵数} \times 60\text{kg}}{\text{令和3年産非主食用米基準単収}(544\text{kg}/10\text{a})}$ 小数点以下切り捨て

令和3年産主食用米 作付参考値の提示について

1 令和3年産の対応

- 本協議会においては、平成30年度の国の米政策の見直しに伴い、栃木県農業再生協議会が示した「市町別作付参考値（面積）」に基づき、各農業者へ「作付参考値」を通知してきた。
- 米をめぐる情勢については、人口減少に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、需要が大きく減少しており、過剰作付けとならないよう、より一層需要に応じた計画的な生産が必要となることから、各農業者へ「作付参考値」を提示するとともに、主食用米からの作付転換に関し啓発を図る。

2 作付参考値の設定

(1) 基本的な考え方

ア 栃木県農業再生協議会が示す宇都宮市農業再生協議会の令和3年産米の作付参考値5,434ha（作付参考値数量換算値29,236トン）を、本協議会の作付参考値とする。（詳細別紙のとおり）

【令和3年産主食用米の需給見通し】

数量換算値29,236トンは、全国や栃木県と同様の前年比96.6%

	全 国	栃木県	宇都宮市
令和2年産	7,170,000トン	285,167トン	30,248トン
令和3年産	6,930,000トン	275,622トン	29,236トン
前 年 比	96.6%	96.6%	96.6%

イ 本協議会の作付参考値を1月1日現在の水田台帳登載の全農業者に、一律設定する。

ウ 農業者別の作付参考値は、本協議会又は農業協同組合等の集荷団体を通して通知する。

(2) 作付参考値の補正

作付参考値の通知後、以下の事例が明らかになった場合は、6月30日までに作付参考値の補正を行う。

ア 農地中間管理事業の推進に関する法律及び農業経営基盤強化促進法による利用権設定、農地法第3条による賃貸借、特定作業受委託、新規就農や相続等により新たに農地を取得した場合などは、増加面積に応じて、作付参考値を補正する。

イ 農地の実態が水田として機能しないことが明らかになった場合、水田台帳から除外し、作付参考値についても、減少した面積に応じて補正する。

ウ 直播栽培，有機栽培については，見込まれる減収分に応じ，作付参考値を補正する。直播栽培を実施する場合は13%，有機栽培を実施する場合はその生産ほ場の合計面積の20%分の作付参考値を補正する。

3 作付参考値の算定方法

各農業者へ提示する作付参考値は，栃木県農業再生協議会が算定した本協議会の作付参考値5,434haを，宇都宮市の水田実利用面積9,676haで除して算出した56.0%を本協議会の主食用米の水稲作付率とし，これを各農家の水田実利用面積に乗じて算出した面積を農家ごとの作付参考値（面積）として，数量換算値と併せて各農業者へ提示する。

項目	数値	備考
宇都宮市再生協議会 作付参考値（面積）	5,434ha	県再生協が算定
宇都宮市 水田実利用面積	9,676ha	
宇都宮市 基準単収	538kg/10a	県再生協が算定

※ 水田実利用面積：畦畔面積を勘案し水田台帳面積に0.97を乗じたもの

※ 基準単収：直近7年間の宇都宮市の単収の最高値と最低値を除く5箇年の平均

(1) 令和3年産の主食用水稲作付率

作付参考値（5,434ha）÷ 宇都宮市の水田実利用面積（9,676ha）

⇒ **56.0%**（前年比1.5pt減）

（令和2年産の主食用水稲作付率：57.5%）

※ 主食用米の需要量は，人口減少等により，近年，一貫して減少傾向にあるが，新型コロナウイルス感染症の拡大による需要量の減少に伴い，**令和3年産の主食用水稲作付率は，例年よりも大幅な減少となる。**

(2) 主食用米作付参考値（各農家へ通知）

- ・ 作付参考値（面積，m²）
= 各農家の水田実利用面積 × 水稲作付率（56.0%）
- ・ 作付参考値数量換算値（kg）
= 作付参考値（面積，m²） × 基準単収（538kg/10a）

【参考】宇都宮市農業再生協議会 主食用米の水稲作付率（各年1月1日現在）

令和3年度					令和2年度				
水田面積 (ha)	作付参考値 (トン)	基準単収 (kg/10a)	作付参考値 (ha)	水稲作付率 (%)	水田面積 (ha)	作付参考値 (トン)	基準単収 (kg/10a)	作付参考値 (ha)	水稲作付率 (%)
9,676	29,236	538	5,434	56.0	9,701	30,248	541	5,591	57.5

4 作付参考値の通知

- ・ 作付参考値については、営農計画書等の配付と併せて各農業者へ通知する。
- ・ 併せて、主食用米の需給見通しに関する情報や、非主食用米等の転作作物の収益性などを示した資料を配布し、一層の転作促進のための周知啓発を行う。

【営農計画書等の配付・回収方法】

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、支部説明会を開催しない。営農計画書は、地区農業協力委員が投函により各農業者に配付する。
- ・ 各農業者は、3月19日までに、営農経済センター等に設置されている回収ボックスに営農計画書等を提出する。

※ 例年、営農計画書の配付・回収は、地区農業協力委員が実施していた。

※ 地区農業協力委員による営農計画書の回収・受付会場での提出は行わないが、農業者からのやむを得ない相談に対応できるよう、営農経済センター等で集落ごとの相談日を設ける。

【スケジュール（予定）】

- ・ 令和3年2月下旬 営農計画書等配付（地区農業協力委員宛て郵送）
- ・ 3月19日まで 営農計画書等提出

【参考】交付対象水田面積（実利用面積）の確認方法等（前頁3関係）

水田活用の直接支払交付金の対象となる農地（以下「交付対象水田」という。）の面積（実利用面積）の確認は、国の経営所得安定対策等実施要綱に基づき、次のとおり実施する。

(1) 交付対象水田面積（実利用面積）

交付対象水田面積（※）は、現地確認の機会を利用した実測のほか、固定資産課税台帳、農地台帳、地籍調査の結果、ほ場整備等に伴う測量結果等の公的資料と照合する。

※ 交付対象水田面積：畦畔等の作物の作付けが不可能な農地を含まない面積

(2) 畦畔率

畦畔率については、農林水産省統計部が公表した平均畦畔率（※）を参考とし、令和3年度においても、一律3%で設定する（交付対象水田面積97%）。

※ 農林水産省統計部が公表した本市の平均畦畔率：2.25%

※ ほ場整備事業の標準的な区画の畦畔率：2.98%

（土地改良事業計画設計基準）

※ 本協議会設定の畦畔率と農林水産省統計部が公表した平均畦畔率の差が大きくなった場合には見直しを実施する。

1 栃木県農業再生協議会における作付参考値の提示の考え方

【令和2年12月23日 県農業再生協議会総会 議決事項】

令和3年産主食用米においても、令和2年産主食用米と同様に、作付参考値を提示する。

県及び市町別作付参考値の算定方法については、国の提示する令和3年産生産量の対前年比（A）により算定する。

【算定方法】

県作付参考値（ha）

$$= \text{令和2年産県作付参考値数量換算値} \times A / \text{県平均単収}$$

市町別作付参考値（ha）

$$= \text{令和2年産各市町作付参考値数量換算値} \times A / \text{各市町平均単収} ※$$

※ 直近7か年のデータで最高値と最低値を除いた5か年分の平均を用いることとする。

2 令和3年産主食用米の需給見通し

	全国	栃木県	宇都宮市
令和2年産	7,170,000トン	285,167トン	30,248トン
令和3年産	6,930,000トン	275,622トン	29,236トン
前年比	96.6%	96.6%	96.6%

3 令和3年産の米の基準単収について

- 市町ごとの米の基準単収は、栃木県農業再生協議会により示され、令和3年産は、「主食用米の作付参考値を算出するための基準単収」と「飼料用米等の非主食用米の基準単収」が別に示されている。

【主食用米の基準単収】：538kg/10a

直近7か年の最高値と最低値を除いた5か年の平均値

(kg/10a)

年度	H26	H27	H28	H29 (最低)	H30 (最高)	R1	R2	7中5	R3 基準 単収	R2 基準 単収
単収	535	530	553	490	557	530	540	538	538	541

【非主食用米の基準単収】：544kg/10a